

愛川町教育委員会

平成21年3月30日

## 愛川町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 会議日程 平成 21 年 3 月 30 日 (月)  
午前 9 時 00 分から午前 10 時 47 分
- 2 会議場所 愛川町役場 2 階 201 会議室
- 3 議事日程
  - 日程第 1 会期の決定について
  - 日程第 2 前回会議録の承認について
  - 日程第 3 教育長報告事項について
    - (1) 教育長報告事項
    - (2) 平成 21 年第 1 回議会定例会について
  - 日程第 4 愛川町立公民館長の任命について (半原公民館) (議案第 11 号)
  - 日程第 5 愛川町立公民館長の任命について (中津公民館) (議案第 12 号)
  - 日程第 6 学校歯科医の委嘱について (議案第 13 号)
  - 日程第 7 愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について (議案第 14 号)
  - 日程第 8 愛川町郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定について (議案第 15 号)
  - 日程第 9 愛川町立体育施設条例施行規則の一部改正について (議案第 16 号)
  - 日程第 10 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部改正について (議案第 17 号)
  - 日程第 11 愛川町教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について (議案第 18 号)
  - 日程第 12 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部改正について (議案第 19 号)
  - 日程第 13 その他

- |   |                        |   |  |
|---|------------------------|---|--|
| 4 | 出席委員                   | 教育委員長<br>教育委員<br>教育委員<br>教育長  | 三好容子<br>八木一郎<br>岡本弘之<br>熊坂直美                   |
| 5 | 欠席委員                   | 委員長職務代理者  | 足立原 威  |
| 6 | 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者 |   |  |
|   |                        | 教育次長<br>教育総務課長<br>生涯学習課長<br>スポーツ・文化振興課長<br>教育開発センター指導主事<br>教育総務課副主幹 | 岡本幸夫<br>河内健二<br>長嶋忠雄<br>大八木尚一<br>佐藤千代乃<br>佐藤 貴 |

◎開会

- （三好委員長） 皆さん、おはようございます。ただいまから定例教育委員会を開催いたしますが、法律の定めにより、委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができないとされております。

ただいまの出席委員は4人です。定足数に達しておりますので3月、愛川町教育委員会定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますからご承知願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

- （三好委員長） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期であります。本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。  
よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。
- 

◎日程第2

- (三好委員長) 次に、日程第2、前回会議録の承認についてを議題といたします。  
会議録につきましては、既に配付のとおりであります。  
これより、質疑に入ります。  
ご意見、ご質疑がありましたらお願いいたします。

(「別にありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
これより表決に入ります。  
日程第2、前回会議録の承認についての採決をいたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

- (三好委員長) ご異議ないものと認めます。  
よって、日程第2、前回会議録の承認については原案のとおり承認されました。  
なお、定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。
- 

◎日程第3

- (三好委員長) 次に日程第3、教育長報告事項についてを議題といたします。  
(1) 教育長報告事項について  
(2) 平成21年第1回議会定例会について  
以上、2項目について一括で説明をお願いいたします。  
教育長。

——教育長より詳細について説明——

- (熊坂教育長) 続いて、議会の関係でございますが、一般質問の主なものにつきましては資料2で用意をいたしましたのでごらんをいただきたいと思います。一般質問、今回は4

人の議員さんから質問がございました。

井上議員のほうは、中学校給食と、郷土資料館、新しいのができ上がりますので今のものをどうするのかというようなこと。

それから、渡邊議員のほうから、やはり中学校給食、それから新学習指導要領についてということ。

それから、小島議員のほうから、古民家山十郎について。

それから、近藤議員のほうから、特別支援教育と支援教育について、それから中学校給食について。

細かい内容につきましては、以下答弁書をおつけいたしましたのでごらんをいただきたいと思いますが、中学校給食の関係では一つはパブリックコメントをしたわけですが、その結果がどうだったかということだったんですが、意見等は何もなかったということでございます。判断に迷うわけですが、これについて多くの反対があればそれなりの意見が出てくると思うんですが、なかったということは大方理解が得られたと、そういう受けとめ方をいたしております。

ただ、細かい面では検討委員会、研究会等でも出てきましたようにいろんな課題がございます。学校の日課の問題、あるいは放課後の扱いだとか、いろんなことがあるわけですが、それは学校と協議をしながらよりよい形で進めていかなければいけないだろうというふうに思っております。

ただ、日課の問題も、朝を早くすればいいという問題でもありませんので、教員の勤務時間、8時間が7時間45分になるという話、前回したかと思いますが、その中でどう考えるかということですので、やはり推進をしていかなければいけないこともあるかと思えます。

郷土資料館のほうですが、現在のものが半分ひっかかっているものが半原小の校庭の拡張ということもありますので、あれが空になったときに記念館としてあのまま置けるかということ、残念ながらあそこへはあのような形では置けません。

したがって、今後どうするかということは来年度慎重に考えて方向性を出していきたいというふうに思っております。

次に、学習指導要領の関係ですが、前にも資料でお話したかと思いますが、来年度から移行措置に入りまして内容等の変更もございます。特に小学校では英語活動というのが取り入れられますので、この2年間をかけて学習指導要領の完全実施のところへ向けて準備をしていきたいと。おおよそ各学校、来年度は10時間から15時間の間で五、六年生、英語活動を実

施をしていくということをお聞きしております。また、その資料等も国から配付がありましたのでそれを使いながら、あるいはALTを今まで以上に派遣回数をふやしましたので、そんなのを利用しながら2年間かけて準備をしてまいろうということで考えております。

ただ、基本は小学校では担任が中心になって行うということがありますので、むやみにALTを入れたからいいというわけでもないと思うんです。ですから、これは学校でどのような教育計画をつくってやるか、それにあわせて意見を聞きながらALT、もう少し日にちが必要でしたら今後考えていきたいと、そのように思っております。

それから、この中でもう一つ大きな関係としては中学校で武道が必修になると。女子も必修になるということで、これから2年間かけて各中学校でどんなものをやるかということを検討されるわけですが、基本的には柔道、剣道、相撲、このどれかということで、ただ、地域によってなぎなたをやっているところはそういうものを入れてもいいと、地域性を考慮してのものを言われています。

本町では、現実問題としては男子のほうは今、選択で柔道を3校やっていると。したがって、その流れで行くのかなということを考えております。剣道ということの選択になりますと、剣道の防具というのは大分一式が高額になりますので、個人でということはとても無理ですので剣道の選択があった場合には、これは予算措置をしなければいけませんので、今後の検討課題になるかと思っております。

最後に、特別支援教育と支援教育のお話も出ましたが、ご存じのようにこの間特別支援学級の入学の措置ということでお話をしましたように、本町もかなり大勢の子供が特別支援教育を受けております。きめの細かい対応も現在しているわけですが、さらにしていく必要があるのかなということを思っております。

一般質問は以上のようなことでございますが、予算のほうも先ほどお話ししましたように概要でご説明しました内容が通過しておりますので、来年度、その執行をきちっとしていきたいというふうに思っております。

以上、教育長報告の説明といたします。

○（三好委員長） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

初めに、（1）教育長報告事項について、お聞きしたいところなどがありましたらお願いいたします。

○（八木委員） 1ついいですか。

○（三好委員長） はい、八木委員。

○（八木委員） 学習指導要領のことなのですが、中身については前にるる説明を受けまして、国の方針としてこういうふうな形が出てくると。去年でしたか、教育委員の研修で成田市へまいりまして小学校の現実的に英語教育をやっている現場を見せてもらった経緯があるんですが、結構、私は、初めは固い頭で実際どんなふうなことをやるのかなと思っていたんですが、あのときは成田市の取り組み、非常にユニークで、子供が興味を持って英語教育に真っすぐ来るようなそういうイメージを持って帰ってきました、あのときたしかこれじゃ孫にもやってもいいのかなと自分でも思ったようなそんな経緯を持ってきました。

それはそれとして、これは指導要領ですから当然国の一つの根幹に触れる問題ですから、教育のプロがいろいろとそのつどつとってトップダウンしてくるわけなんですけど、ただ、私は個人的な町民の目線で、教育のプロじゃありませんから、見て今の現実的なものを考えて、英語も必要だけれども、教育というのはやっぱり不易と流行の場面があると。もう少し不易、変わらないものというのをきちっとやるような、そういう方針がなんか出てこないのが教育の薄っぺらさを感じるんですよ。

話は長くなっちゃうんだけど、私なんか育つときのほうがもっと子供たちがいろんなことを知っていたような気がするのね。今の子供たちというのは何となく薄っぺらで、なんかこれ聞いても、そんなの学校でやんねえよとかね、そういう場面が非常に多いと。といって、これはトップダウンですから何をかいわんやのことなんですけど、もう少しやっぱり読み書きそろばん、歴史・文化とか、歴史も高校でやると日本史が必修になったとか。

（「神奈川県です」と呼ぶ者あり）

○（八木委員） なんかおかしいような気がするんでね、もう少し、やはり国語というんですか。算数もそうでしょうけれども、日本古来の文化とかそれがみんな付随してきますが、先輩がつくった立派な文学のものとか、もう少し深いものやっっていくようなそういうのがあってもいいかと、素朴な疑問を持つわけなんです。これは教育長サイドも現場でトップダウンでこれやんなきゃしょうがないということをするんですが、やることに対しては反対じゃないんだけど、そういうもう少し日本人の古来の思考であるものあわれとかそういうものの複雑な情緒ある人間をつくるには、やっぱり自国語とか文学とかそういうものにもっと力を入れていくほうがいいと私は思ったりするんですよ。

英語というのは確かに今やっぱり地球規模で通用語になっていますから、それになれるということはいいんだけど、昔みたいに中学校からやっても結構なれる人はなれているし

ね。100%の人が英語なんかやんなくなっただけいいわけですから、そういう点ではちょっと、ここで申し上げておきますけれども、自分としてはそういう危惧を抱くわけですよ。

だから、これは後は教育長さんのどんなお考え持つかというのも聞きたいんですが。

あと、武道というのもこの前聞きましたけれども、これもなんかつくる人が短絡的。なんか日本の武士道に戻るなんていう短絡的な発想の中で武道が必修なんていきなり出てくるといって指導要領にして、どんな人がつくっているのか一回顔見たいようなそんな気もするんですよ。武道の精神なんて、そんなかるいものではないんですよ。

これは本当に素人の素朴な感じなんですけど、教育長はその辺どういうふうな思いを持っていらっしゃるか、ちょっと聞きたいんですけども。

○（三好委員長） それでは、教育長、お願いします。

○（熊坂教育長） 今、八木教育委員さんおっしゃったこと、かなり同感な部分があるんですが、実は今説明したのは変わったものを中心にお話したんですが、一番大きなものは国語、社会、理科、数学、この4教科の授業時間数がかなりふえております。ちょうど小学校でいいますと、6年間でプラス週1時間以上になるんでしょうかね。かなりの時間数がふえますので、当然教科書の内容もそれなりにふえてまいります。

ですから、そのところを力を入れてやるのがまず一番大事だろうと思います。

特に、算数、数学と理科については前倒しで来年度からもう新しい内容でやりなさいということ、補助の教材も実はここで配付がされております。ですから、基礎になる4教科の勉強を、これの充実を図っていくことがまずは大事だろうということだと思っております。

どうしてもマスコミの報道等も目新しいものだけの話が出てくるわけですが、一番地道な教科の時間数をきっちりやると、これが大事なことになると思います。

以上でございます。

○（三好委員長） ありがとうございます。

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

○（岡本委員） よろしいですか。

○（三好委員長） はい。

○（岡本委員） 関連で。英語が今度入ってきたり、今おっしゃったように数学、国語、理科、社会、そういった時間数がふえてくる傾向がありますよね。時間がふえても土曜日を当てるということじゃなくて、その時間数の確保というのは現場で大変だと思うんです。

あわせて、本町では積極的に職場体験授業とかいわゆる教科以外も随分積極的に取り入れ



てやって評価できると思うんですけども、今後、そういった間のバランスですね。そういうところが非常に難しくなると思います。ですから、それがまだすぐ突然全部時間数がこれだけふやすからやるということじゃなくて、徐々に段階的に入っていくと思うんですけども、今後十分な対応、それが必要じゃないかなと思います。

もう一点はこの間二、三日前に新聞に、小学校に英語教育が入ってくることで講師の確保のための予算について、各都道府県でこれだけ用意しているとか、東京都が中心でしたけれども、区によってはゼロだとかいろいろ予算立てが出ていましたけれども、愛川町でも予算面でも今後外国人教師を雇うのがどれぐらいの幅で、あれは東京は区ごとに採用しているんですか。ちょっとそれがわからないんですけども。ALTとか外国から派遣されているのがおりますね、予算で。その辺はどうなんでしょう。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） 国で外国の青年を招致する事業があるんですが、これは費用は全部自治体持ちなんですね。ですから、それに乗るという方法も一つあるんですが、今愛川町でとっておりますのは、外国人講師の派遣事業をやっております業者に委託をして派遣をしていただいていると。最終的には、その講師の質の問題になってくると思うんですね。ですから、いろんな形で学校での評価をもらいまして、その中で質の高い講師を探していくということになるかと思います。

自治体によっては入札という方法をとったところもあるんですが、結果的には学校から不評でかわったということを知ったところもあります。全国的にこういうふうには外国籍の方の講師を入れてくると、人数が多くなればなるほどやっぱり質の問題が出てまいりますので、この辺は少し慎重に考え、安かろう悪かろうになってはいけないと、そういうふうには思っております。

それから、もう一つ、授業時間数の関係でございしますが、職場体験、今まで5日間やってきまして、それをやっていけるもとなるのは総合的な学習の時間がかなりの時間数ありましたが、今度週1時間分減るんですね。そういうことがありますので、丸々5日間今までどおりに学校を離れて職場体験、確かに大事な中身なんですけど、それだけ時間数が当てられるかというところちょっと疑問がありますので、今学校とも若干の日数の縮小を考え、ただ、効果が上がる方法はどうしたらいいかと、こういうことを検討いたしております。

○（岡本委員） わかりました。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

岡本委員。

- （岡本委員） もう1件。ここの教育長報告のほうの関連なんですけれども、私は小学校と中学校の卒業式に出させていただいたんですけれども、特に、小学校は半原小学校にことし行かせていただいたんですけれども、感動して帰ってきたんですね。非常に立派な卒業式で、子供たちは2クラスですけれども非常に態度もよくて、お体のぐあいの悪いお子さんが2名ほどおられたんですよ。その子たち一人一人卒業証書を受け取られたんですけれども、そういったのを友だちがずっと自然な形で介助して、その子が支障ないように受け取るような光景があって、いい教育をされているんだなというふうに思って帰ってまいりました。歌もたくさん歌うんですけれども、なかなか半原小学校に適した歌が選ばれているなと思ったのは、「うさぎ追いし」から入ってくるんですね、卒業式。「うさぎ追いし」をみんなで静かに歌って、それからだんだん自分たちの時代の今の若者の歌へ移って行って、非常にうまくいい形で盛り上げて工夫されていて、だから、多くの子たちが涙流しているんですね。最近の卒業式でも涙を見せるお子さんが少なくなっている中で、非常に大勢の生徒さんが涙流して感動的になっているのを見まして、ああ子供たちはいい思いを残して卒業していているんだなという思いで参加させていただきました。久しぶりにいい卒業式だったですね。いい卒業という用語弊がありますけれども。体験させていただいたと思っています。

関連事項です。

- （熊坂教育長） ありがとうございます。  
○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

教育長報告事項、及び平成21年の第1回議会定例会についての内容にも多少触れてきておりますけれども、含めてほかにありますでしょうか。

- （八木委員） もう一つだけちょっといいですか。  
○（三好委員長） はい、八木委員。  
○（八木委員） さっきの指導要領に戻っちゃうんですけれども、これもここで論ずる問題じゃないと思うんですけども、やっぱり今の社会的な風潮として大学生あたりになっても小学校の分数ができないとか、そういう子がいっぱいいると。高校でも愛川高校の現実なんか見てもそうだと。

やっぱりそういうものは、義務教育の中の時間数もふえるということももちろん大事だと

思いますけれども、もう少し、やはり総花的じゃなくて基礎基本の人間の生活に必要なものというものをぐっと押さえ込んで教えるというか、もうそれでいいと思うんですよ、義務教育というのはね。そういうことをやっていかないとやっぱりよくなんないような気がしますよね。愛川町も決して点数から判断するだけじゃないんだけど、全国学力テストも決していいとは言えないしね。そういうことを考えると愛川町だけの問題じゃなくて日本全国の問題で、これから将来の教育がだめになっちゃうような、そんな素人の感じも持ちますけれども。そんなこともちょっと言わせといてもらいたいと思いました。

以上です。

○（三好委員長） ありがとうございます。

さまざまな問題が含まれていて、新聞によると中学生、高校生が布団の中で携帯を使って、睡眠時間に支障が来ていると、そして、授業を受ける態度にも影響があるとか、そんなふうなところもちろっとあります。すべてを含めて人間としてどう生きていったら幸せになれるかというところを、大人として示していきたいなというふうに思います。

私から一つ質問をさせていただいてよろしいでしょうか。

議会の中の渡邊基議員さんの中での答弁ですけれども、給食費の支払いについてそこに答弁をされているわけなんですけれども、先に申し込むということで中学校給食口座に振り込むという形なんですけれども、郵便局や金融機関からの振り込みということになると思うんですが、預貯金にお金が入っていれば自動引き落としという形なんでしょうか。毎月毎月親がその口座にきちんと振り込んでいくという形をつくるんでしょうか。どういう形で振り込まれていくんでしょうか。その辺をちょっとお願いしたいと思います。

教育総務課長。

○（河内教育総務課長） 給食費の実施等に当たってということのご質問の中でいろいろさせていただいておりますが、まず小学校の給食費の徴収の実態を先に申し上げますと、小学校につきましては各小学校ごとに給食会計というものを設けておりまして、その会計の口座にそれぞれの保護者の口座から給食費を引き落とししまして、その各学校の会計に集約がされていくという方法をとっております。

それで、今度中学校給食を実施するに当たっては一応前金制ということで、学校給食費をあらかじめ先に納めていただき、そして、給食の申し込みをしていただくということになりますので、小学校と同様の引き落とし方法も一つの方法ということで考えております。

これは、各給食の指定の口座を各3中学校に設けていただき、そして、各保護者から指定

の口座を登録をいただきまして、その登録された口座から所定の金額を申し込みがあったら引き落としする方法も一つの方法ということで考えております。

それから、あとはやはり直接現金で扱うことをさけたい考え、例えばその納めの方法として、例えばコンビニとの契約を交わしまして、そしてその払い込み用紙を申し込みされる保護者に渡して、その金額をコンビニで支払う方法ということもあるかと思えます。

またさらには、現金を金融機関等に持っていきなりしまして、それで払い込みするという方法などもありまして、いずれにしてもそれぞれについて保護者のほうから納めるに当たっての手数料という問題もございますので、その中でやはり保護者に手数料関係においても負担をかけない方法と、それからあと収納が、確実に納めていることの確認ができるようなシステム環境を研究いたしております。

それで一つの方法といたしましては、前段で申し上げた口座の引き落とし方法も、例えば、ゆうちょ銀行を活用した場合に、月に2回の引き落とし方法が許されるということでもございますので、そういった方法で1回の引き落としをして、2度目の引き落としができる利点を生かしていきたいと考えています。いずれにしても、ゆうちょ銀行等もそのような2回引き落としなどの方法も提案をされておりますので、そんなことを含めまして、4月に入りまして最終的な方法等の決定をしていきたいなということで今研究しているところでございます。

以上です。

○（三好委員長） ありがとうございます。

親からすると、小学校ですと一律引き落としで大丈夫なんですけれども、中学校のデリバリー方式という形で申し込み制ということになりますと、月によって何回食べるよとかというそういう申し込みをして、それによる金額の引き落としということになりますよね、そうになると、毎回毎回、毎月毎月ということになるので、その辺が親の立場からすると結構面倒かなという感触を持ちました。そういうことがこのデリバリー方式を支えていけなくなるという要因につながるかなという、そんな懸念を持ちましたのでお聞きしたわけなんです、よい方法というものを皆さんのお知恵で出していただければと思います。

教育総務課長。

○（河内教育総務課長） 1点ちょっと説明が不足しておりましたのでつけ加えさせていただきます。申し込みについては月ごとに申し込みということで、その月の回数ということではなくて、月ごとの申し込みということになります。その月に何回の給食日数を決定し、1食

の給食費が275円を想定しておりまして、例えば4月に20回であれば275円掛ける20ということで、月の給食費分を引き落とし、納めていただくという方法です。したがって、申し込みについては、この月は何日分、何回分を申し込みということではなくて、月ごとでの申し込みという方法をとらせていただきます。しかしながら、給食費の納付引き落としについては毎月申し込みと同時にさせていただくということになりますので、年間想定しますと、夏休みを除き、11回は申し込んでいただくという方法で考えています。

また、申し込みはあくまで基本的には月でということになりますので、例えば、月20日の場合で1日を休み食べられなかった場合についても、20日の分を徴収をさせていただくことになります。給食材料の調達が取り消しが可能な場合、例えば4日前に体調をくずし、以降数日間の休み、その食べなかった日数については返還ということもあるかと思えますけれども、基本的にはそのような方法をとらせていただきお申し込みから徴収をさせていただくという方法を考えてございます。

以上です。

- （三好委員長） 説明、ありがとうございました。
- （八木委員） ちょっといいですか、関連で。
- （三好委員長） はい、八木委員。
- （八木委員） 今聞いているからあれなんです、要するにデリバリー方式ですから基本的には来月の献立表を見て、来月自分がイエスかノーかで、イエスであればそこで申し込みをします。そういう意味ですよね。そうしますと、月によっては今月は要らないよとありますよね。大体口座引き落としというのは定額が毎月コンスタントにないといけないと思うんです。今月は引き落とされて来月分は引き落としませんよということは金融機関ではできないと思うんですよ。1年間同じ金額で毎月というのは必ずできるとは思いますが、そうじゃないですか。私はそう思うんだけど。

それと、だんだん父兄がこう見ていて、いいや毎月食っちゃおうという感じで実際には完全給食のような形で申し込みをするようになるんじゃないですかね。これ、私、子供と見たら来月の献立こう、これじゃ来月はやろうとかかそこまで毎月子供と検討するだろうかと思うんだけどね。それと、今の引き落としの問題ね。

- （三好委員長） 河内教育総務課長。
- （河内教育総務課長） 今、八木委員さんがおっしゃられた点ですけれども、徴収の方法は毎月ということで、ゆうちょの銀行のほうで確認をさせていただきますと、月々において処

理することはできるといふことですので、来月は引き落としし、その翌月は、申し込みがなかったため、引き落とししないという場合は、そのごとにデータを送ることによってできるようなシステムになっているといふことは確認させていただいております。

それとあとは、申し込みそのものについては、その月でといふことでメニューを見ての申し込みといふことになりますので、金額がやはりどうしても違う場合がありますので、そういったことでの月ごとに来月分の申込書を出していただきまして、そこでその申込による引き落とをする方法となります。毎月月ごとに申し込みをしていただくといふ、ちょっと手間がかかるかと思えますけれども、そのような方法をとらせていただきたいなと思っております。

それからあと、願いとして給食の喫食率が上がるのが一番私どものほうは望むものでございまして、4月を申し込みしたから5月以降も引き続きといふことになっていただくと、ありがたいと考え、完全給食の実施の意義があると思っております。

以上です。

- （三好委員長） はい、八木委員。
- （八木委員） それで、証明書をつけて申し込むんですね。先にお金が振り込まれた、あるいは自分で払ったという証明を。自分で振り込む場合は証明書が出てくるけれども、自振りやってこの月は要りませんでした、この月は引き落としますなんていって金融機関でそんな証明書を出してくれますか。そんな面倒くさいことしてくれないと思うよ、金融機関は。
- （三好委員長） はい、教育総務課長。
- （河内教育総務課長） この証明については、仮に銀行等に一応払い込んだといふことであれば、その証明書の発行はしていただけるといふことで確認をいただいております。
- （八木委員） それはできますよ、現金で入れれば。ただ、引き落とされた場合。
- （河内教育総務課長） 引き落としの場合についてはできませんので、それは一応現金等を入れて、そしてその証明関係をとることは一応銀行のほうでは可能となっております。
- （八木委員） はあ、もう毎月。
- （河内教育総務課長） はい。ですから、一応そのようなことを避けるがために引き落とし方法で行うといふことになりまして、それは申し込みの段階において保護者自身の口座から引き落としをして結構ですよといふことの月々の保護者からの申し込みと同時に同意書をいただいで出していただくといふことを行うことによつて証明書の発行等は必要ないような方法をとっていきたいといふことであります。

よって、現金等を持って払い込みをするという方法ではなくして、口座から引き落としの方法を第一に考えていけば、そういうわずらわしい手間が、また各金融機関等からの証明書の発行等も必要ないという方法もとれますので、そういったことを第一に一応考えていきたいなということを思っています。

ちなみに、引き落としの場合については、ゆうちょ銀行の場合は1件について10円ですが、これが例えばコンビニでありますと払い込み手数料として、約60円が掛ると聞いております。払い込み用紙をつくりまして、私どもが保護者に渡して、その保護者がその払い込み用紙を持っていく場合はその手数料関係が60円相当がかかってきますので、そういった関係も考えたときには引き落とし方法が一番望ましいかなということでは思っています。

それから、他の金融機関ですと引き落としの場合でも50円かかかったりしますので、ゆうちょ銀行の場合については10円で済むということもありますので、そのような方法も今ゆうちょ銀行と調整をチェックしているところでございますので、来月早々に再度協議をしまして、まとまった段階で教育委員さんのほうに報告ができるかなということでは思っています。

以上でございます。

- （八木委員） もう一ついいですか。
- （三好委員長） はい、八木委員。
- （八木委員） 自振はいいんだけど、例えばその月に資金不足で落ちなかった場合、連絡があって次の月にまとめてやってくれますよ、たしか、1カ月は。その後とか、なんか、恐らく、疑っちゃ悪いんだけど相当焦げつきが出て、その処理が困るような場面がきつと出てきます。それはどうですか。
- （三好委員長） はい、教育総務課長。
- （河内教育総務課長） 今そういうお話がございまして、今小学校等の場合は結局銀行、例えば農協さんとか銀行さんとかゆうちょ銀行という、この3金融機関等で一応扱っております。これが私どもが今構想として考えていますのは、ゆうちょ銀行がまず第一に行うことによりまして、引き落としもその月の2回ということで、ほかの銀行等の場合は引き落としが月に1回ということでございますので、2回が可能だという利点を生かしましていきたいと考えています。したがって、例えばその月の15日に1回引き落としをしまして、口座になくて引き落としできなかった場合は10日後にまた引き落としをしますので、そのときにその保護者に口座に所定の金額を入金をしておいてくださいとの通知で催促し、その2回目の引き

落としてできない場合については、来月の給食については申し込みされていますけれども用意ができませんのでご容赦くださいというような案内を考えています。あくまでも入っていることを確認して、そういう丁寧に通知をきちっと出していきたいなということで、今可能である、ゆうちょ銀行としているところでございます。

以上です。

○（岡本委員） よろしいですか。

○（三好委員長） はい、岡本委員。

○（岡本委員） 今の、事前に集めると恐らく、後で集めると未納者が出てその回収が大変だということから前もって集めるという方法で進んでいると思うんですけども、今のよう引き落としができないから突然給食だめだという、食べられないなんていうのは、ちょっと教育現場で、大人の判断ではわかりますけれども、子供たちが給食が要るということで申し込んであったのに親の責任で引き落としができないから食べられないという、ちょっとなんかいろいろ、

（「そこで一発はっきりしちゃうんだね」「ちょっとそこはね」と呼ぶ者あり）

○（岡本委員） ちょっと問題なのではないかなという気がするんですけども、その辺どうですかね。

○（三好委員長） はい、教育総務課長。

○（河内教育総務課長） この給食費の納入等につきましては、引き落としを2回その月に行うということで、基本はあくまでもデリバリー方式ということで、私どもは完全給食ですから皆さんご利用くださいということでお話をしていきますが、基本的には申し込みということが必要でございまして、申し込みを大前提に給食費を納めていただくということでございます。

したがって、1回そのような引き落とし方法であった場合は引き落としを申し込みをされた段階において確認をしまして、そして、なおかつ2回目でも引き落としができず、要するに預金に残金がなくして引き落としができないということで、10日後か2週間後の引き落とし案内をし、指定の口座の入金の促しをしていきたいと考えています。それで、なおかつ引き落としができない場合については、申し込みがありましたけれども、来月は申し込みされた件は不成立であるため、生徒への給食提供はできないお知らせをしまいたいと考えています。そのような引き落としを月2回行いますので、ご理解いただけるかなということで思っております。



また、4月の月末あたりに、各学校での保護者説明会でその点を説明をしていくような方向をとっていただければと考え、ゆうちょ銀行との協議調整を4月早々に行うことになっておりますので、それを確認をした後にこのシステムと方法で内部で調整を行い研究を進めていきたいと考えています。 そんなところでございます。

- （三好委員長） 引き続きちょっと踏み込んで申しわけないんですけども、申込書を提出しますよね。その申込書が月々によって違いますよね。子供さんによってね。都合があるとか、この日のメニューは嫌いだからお弁当にするよとか、そういう集計は学校で行う。学校のだれがやるのかな。

河内教育総務課長。

- （河内教育総務課長） 基本的には、その申込書の受付については各用紙等の配布は学校のほうで先生方に行っていただくことになっていきますけれども、回収等につきましては配膳室の前に設置予定の回収ボックスを考えています。できるだけ学校現場の先生方のほうに負担をかけないような方法はとっていきたいなということで思っております。もう少しその辺は今方法論含めまして協議を進めておりますので、それも4月早々には報告をしていききたいなということで思っております。

- （三好委員長） ありがとうございます。

一人一人のニーズに合わせた対応ができないととんでもないことになっちゃいますので、相当の努力や事前の準備というものが必要なと思います。食べることでショックを受けるとか惨めな思いをされるとか、岡本委員さんの発言にもありましたけれども、中心は子供のためということですので、そこをやはり重要視していただいて、あとは大人の問題、機能の問題というか、そういうことになっていきますので、ぜひ丁寧に対応していただきたいなと思います。

- （八木委員） もう一ついいですか。

- （三好委員長） はい、八木委員。

- （八木委員） 4,500円なんですけど、これは小学校の給食と違って町の補助はなかったんです。

- （河内教育総務課長） 補助の関係でございましてけれども、一応月に100円補助してまいりたいと思っております。

したがって、ミルク給食ということで、もし弁当を注文しなかった場合についても牛乳は従来どおり提供してまいりますので、それに対しての100円の補助も当然弁当の場合と牛乳

の場合も含めまして行っていくということでもありますので、毎月100円は補助をしてまいりたいということでございます。

以上でございます。

○（八木委員） わかりました。

○（三好委員長） ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

教育長報告事項と議会定例会についての内容を含めて進めてまいりましたけれども、ほかにはないようでしたら質疑を終結したいと思いますよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） それでは、ご異議ないものと認めます。

よって、日程第3、教育長報告事項については、教育長報告のとおり、ご承認願います。

---

#### ◎日程第4及び日程第5

○（三好委員長） 次に、日程第4、議案第11号 愛川町立公民館長の任命について（半原公民館）、日程第5、議案第12号 愛川町立公民館長の任命について（中津公民館）の2議案について関連がありますので、一括議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

○（熊坂教育長） 公民館長の任期につきましては1年ということでございますので、来年度の公民館長について担当課長のほうから説明を申し上げ提案いたしますので、よろしく願いいたします。

○（三好委員長） 長嶋生涯学習課長、お願いします。

○（長嶋生涯学習課長） それでは、日程第4、議案第11号 愛川町立公民館長の任命について（半原公民館）と、日程第5、議案第12号 愛川町立公民館長の任命について（中津公民館）は、関連がありますので一括して説明させていただきます。

まず、公民館長の任命につきましては、愛川町立公民館条例第4条に基づき任命するものであります。

任命予定者であります。議案第11号の半原公民館長は、愛川町中津1686番地の5、藤本弘氏、61歳、議案第12号の中津公民館長は、愛川町半原2499番地、木藤美智子氏、62歳でございます。

次に、半原公民館長につきましては、1月の広報あいかわで公募いたしましたところ3名の応募者がありまして、提出されましたレポートの審査と面接によりまして選考いたしました。任命予定者の藤本弘氏は、人格円満で生涯学習、公民館活動に豊かな見識を有し、町内や地域の実情に詳しいことから任命いたしたいと存じます。

また、中津公民館長の木藤美智子氏につきましては、人格円満で生涯学習に豊かな見識を有し、町内や地域の実情に詳しいことから、引き続き任命いたしたいと存じます。

なお、愛川町立公民館長に関する事務取扱要領に基づき、身分につきましては非常勤職員、任命期間は平成21年4月1日から平成22年3月31日まで。また、勤務形態であります。基本的には勤務日数は月12日、1日6時間勤務。報酬につきましては、愛川町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例、並びに同条例施行規則の規定に基づき支給するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○（三好委員長） はい、ありがとうございました。

説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

岡本委員。

○（岡本委員） 基本的な質問ですけれども、お二人のご住所が所在地の逆というか、中津と半原で逆になっているんですね。これは何か。しかも、先ほどの選出理由が地域によく理解のある方ということで説明があつたにもかかわらず、全然その地域が違うんですね。この辺何か、近ければ交通費も安くて済む。何か意味があるのかなと単純な質問ですけれども。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） お話いたしますと、まず半原公民館、藤本さんでございますが、経歴で申しますと定年前は半原小の教頭でございましたので、半原地区等の実情に詳しいということもございます。なお、写真クラブの会長もやっております、町全体のことをそういう面からよく承知をしておるといこともございます。

それから、木藤氏のほうでございますが、前歴は中津小学校の教頭でございます。もう一つは、女性の立場からということで、非常に女性の利用者も多いということもありまして適任かなということも思っております。

ですから、地域の実情、そういう意味で愛川町のことを2人とも広くご存じだということ  
でございます。

○（岡本委員） わかりました。

○（三好委員長） はい、よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありますでしょうか。

では、質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第4、議案第11号 愛川町立公民館長の任命について（半原公民館）の採決をいたし  
ます。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第4、議案第11号 愛川町立公民館長の任命について（半原公民館）は、原  
案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第12号 愛川町立公民館長の任命について（中津公民館）の採決を  
いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第5、議案第12号 愛川町立公民館長の任命について（中津公民館）は、原  
案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第6

○（三好委員長） 次に、日程第6、議案第13号 学校歯科医の委嘱についてを議題といたし  
ます。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

○（熊坂教育長） 学校医等につきましては以前よりお願いをしておるところでございますが、ここで新たに学校歯科医 1 名、お願いをしたいということで、担当のほうからご説明申し上げますのでよろしくお願いたします。

○（三好委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） それでは、私のほうからご説明を申し上げます。議案については第 13 号をお出しをいただきたいと思ひます。こちらでございますが、このたび、実際には 2 月でございますけれども、中津の桜台におきまして歯科医を開業されております小島歯科医師さんから諸事情によりまして平成 21 年 3 月をもって、町内の歯科医師の代表であります須田歯科医師さんを通して、愛川東中学校学校歯科医を辞任したいとの申し出がございました。

この申し出に当たりまして、教育委員会としても諸事情ということでございますので、やむを得ず了承するというにさせていただきます、それで、その後任については従来町内の歯科医師代表から選出をいただくということでのお願いをさせていただきました。須田歯科医師さんから相談調整をお願いをいたしまして、その後任ということで半原小学校を担当していただいております佐藤茂樹歯科医師さんを愛川東中学校にお願いしまして、半原小学校の担当歯科医ということでは新たに中津で歯科医を開業されております青木歯科医師さんを推薦をしたいというお話がございました。したがって、その推薦に基づきまして、中津の青木歯科医師さんに新たに半原小学校の歯科医ということについていただくというようなことをとらせていただくということでございます。

したがって、お手元に配布しておりますように学校医等の名簿ということで、それで半原小学校の欄を見ていただきますと、歯科医の欄のところでは青木歯科医師さんに半原小学校をお願いしまして、それで、裏面でございますが、愛川東中学校の歯科のところについては茂樹歯科医院さんということでの委嘱替えをさせていただきます、このたび 4 月 1 日をもって青木歯科医師さんを委嘱をしたいということでございます。

以上でございます。

○（三好委員長） はい、ありがとうございました。

説明は以上であります。

これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いたします。

○（八木委員） ちょっと一つよろしいですか。

- （三好委員長） はい、八木委員。
- （八木委員） 半原小の歯科医師さんなんですが半原にも森歯科医師さんていられるんだけど。やっぱり自分でご辞退していらっしゃるんですか。森さんは。
- （三好委員長） 教育総務課長。
- （河内教育総務課長） この歯科医等、また学校医等含めましていろいろ町を仕切られる代表ということがありますので、そちらのほうに推薦をいただいているということですので、ちょっと詳細については承知しておりません。
- （八木委員） わかりました。
- （三好委員長） はい、ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。  
ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。  
よって、質疑を終結いたします。  
これより表決に入ります。  
日程第6、議案第13号 学校歯科医の委嘱についての採決をいたします。  
本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。  
よって、日程第6、議案第13号 学校歯科医の委嘱については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7

- （三好委員長） 次に、日程第7、議案第14号 愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正についてを議題といたします。  
提案者の説明をお願いいたします。  
教育長。
- （熊坂教育長） 議案第14号でございますが、連携型中高一貫教育のスタートに当たりまして管理運営規則の一部を変更するものでございます。  
詳細につきましては、担当課長よりご説明申し上げます。よろしくをお願いいたします。
- （三好委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） それでは議案第14号 愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定の内容についてご説明させていただきます。

まず、この規則につきましては2月の定例教育委員会において、県と本町との教育委員会におきましても、3月にその教育課程の文言関係を整理していきましょうということでの確認をいたしてございまして、詳細の説明は2月定例教育委員会で行いましたので、略させていただきます。

したがいまして今回の規則の改正につきましては、全文載せてございまして、その第6条に教育課程の編成ということで条文がございまして、その条文に1条加えまして第6条の2ということで、高等学校との連携及び教育課程の協議ということでの条文を新たに加えたいということでございます。

この全文をちょっと朗読させていただきますと、愛川町立中学校においては、学校教育法施行規則第75条の規定に基づき、神奈川県立愛川高等学校と連携することにより、当該高等学校における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとするという条文でございます。

それから、2項ということでは、前項の場合において、当該中学校において教育課程を編成するときは、あらかじめ当該高等学校と協議するものとするというものです。

この条文を、新たに愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の中に盛り込んでいきたいということで、中高一貫教育の推進を図るということでの条文改正でございます。

そして、この規則の施行につきましては、本条に戻りますと21年4月1日施行することで改正をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○（三好委員長） ありがとうございます。

説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

○（八木委員） 一つよろしいですか。

○（三好委員長） はい、八木委員。

○（八木委員） 県の教育委員会で去年でしたか中高一貫教育校ということでお認めいただきまして走っているわけなんです、教育課程の編成をするときにあらかじめ高等学校のほうと協議する。これはわかるんですが、具体的には例えばどんな場面、我々にわかるようなものがありましたら具体的にはどのような場面で協議して教育課程を中学校3校つくるのかという、もし簡単に説明できるものがありましたらちょっと聞きたいんですが。

○（三好委員長） 教育長。

○（熊坂教育長） これの協議をする場ですが、3中学校、それから教育委員会、愛川高校が入りました協議会を実は立ち上げる予定でございます。その中でこの教育課程に関係するものもろもろ連携を図ることで研究をしていきたいと。

例えば、その一例ですが、現在中学校でキャリア教育の一環で職場体験を実施しておりますが、高校のほうでもそれをさらに発展させたインターンシップみたいな形での職業教育みたいなことを進めていこうということがあります。そういうところを関連を持たせるための協議を行ったりとか、基礎基本の教育を行うときに中学校ではこういうことをしているから、さらに高校ではこういうことをしようとか、そういう連携を図っていくところでこのことが生きてくるかというふうに思っております。

○（八木委員） はい、わかりました。

○（三好委員長） よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第7、議案第14号 愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○（三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第7、議案第14号 愛川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8

○（三好委員長） 次に、日程第8、議案第15号 愛川町郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。



教育長。

- （熊坂教育長） 議案第15号でございます。新たに愛川町郷土資料館開館をいたすに当たりまして、その管理に関する条例施行規則の制定をいたしたいものでございます。

担当課長から詳細な説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

- （三好委員長） 大八木スポーツ・文化振興課長。
- （大八木スポーツ・文化振興課長） それでは、議案第15号 愛川町郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定についてでございます。

これにつきましては、愛川町郷土資料館の設置及び管理に関する条例の第10条に基づきまして施行規則として制定するものでございます。条例等につきましては前回の委員会のごときにご説明申し上げましたときには、まだ決定していないということで若干変更もございまして申し上げました。条例につきましては1点ほどご説明したのと違ったところは観覧料であります。これについて当初無料を基本として特別な展示会についてはお金をとれるような素案を持っておりましたけれども、その後町長等々と協議いたしまして基本的には愛川町の歴史・文化を町民の方に気軽に見ていただくために愛川町を知っていただくということで、手軽に入館できるように無料がいいんじゃないかということですので無料とさせていただくということが条例の中で無料としたことです。

それを受けまして規則でございますけれども、規則につきましては前回ご提示した内容と変更はございません。確認させていただきますと、まず主要なところで行きますと、第4条の休館日につきましては月曜日ということでございます。そして、休館日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日ということでございます。さらに、12月29日から翌年の1月3日までが休館日ということでございます。

第5条で開館の時間でございます。時間につきましては、午前9時から午後5時までです。ただし、教育委員会が必要と認めるときは開館時間を臨時に変更することができるということでございます。

この休館日と開館につきましては、となりにできました工芸工房村と歩調を合わせ形で変更していこうと思っております。それで、夏休み期間中については今のところ休館日なしで開けるような方向で検討をしております。

その他の内容につきましては前回と同じとなっております。

一番最後の附則ですが、附則のところではこの規則の施行は21年4月23日。4月23日が一般の方の入館できる公開日ということになってございます。

説明は以上でございます。

- （三好委員長） ありがとうございます。

説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

以前、多少有料化したほうが良いというご意見もありましたが、無料ということで行いますということです。

ほかに質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第8、議案第15号 愛川町郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第8、議案第15号 愛川町郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則の制定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第9

- （三好委員長） 次に、日程第9、議案第16号 愛川町立体育施設条例施行規則の一部改正についてを議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

- （熊坂教育長） 議案第16号でございますが、以前ご説明しましたように愛川東中のそばにあります町立体育館、取り壊すということが正式に決まりましたので、規則を制定するものでございます。

担当から説明を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

- （三好委員長） 大八木スポーツ・文化振興課長。

- （大八木スポーツ・文化振興課長） それでは、議案第16号 愛川町立体育施設条例施行規則の一部改正についてでございます。

今教育長からご説明ありましたように、昨年12月に取り壊しの方針が決定し、本年度取り壊しという形の中で、関係する規則を改正するものでございます。

そこで、この体育施設条例改正につきましては、パブリックコメントをことし1月9日から1月31日まで行いまして、特に意見も出なかったという中で条例の改正するものでございます。

この規則でございますけれども、町立体育館が愛川町立体育施設条例施行規則の中に愛川町立体育館という名称が入ってございますので、その名称のところだけを省くという改正の内容でございます。

以上です。

- （三好委員長） ありがとうございます。

説明は以上であります。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

（「別にありません」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） よろしいでしょうか。

質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第9、議案第16号 愛川町立体育施設条例施行規則の一部改正についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- （三好委員長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第9、議案第16号 愛川町立体育施設条例施行規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第10～日程第12

○（三好委員長） 次に、日程第10、議案第17号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部改正について、日程第11、議案第18号 愛川町教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について、日程第12、議案第19号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部改正について、以上3議案については関連がありますので一括議題といたします。

提案者の説明をお願いいたします。

教育長。

○（熊坂教育長） 議案第17号、18号、19号でございますが、郷土資料館開館に当たりまして関係の規則等の改正をいたしたいものでございます。

担当のほうから詳細な説明をいたしますので、よろしくをお願いいたします。

○（三好委員長） 教育総務課長。

○（河内教育総務課長） それでは、この3議案につきましては私のほうから説明をさせていただきますと思います。

まず、初めに議案第15号におきまして、先ほどご説明させていただきましたように郷土資料館の設置がされたことによりましてその施設の管理、また運営を行うことが必要となりまして、このことに伴う事務分掌や事務処理のための体制、それから職員配置による職の設置、それから事務処理上における事務決裁規程などについて新たに規則に盛り込むことが必要となりましたので、関係規則の一部を改正するものでございます。

それでは、それぞれの規則及び規程の改定内容につきましては、その議案ごとにご説明を申し上げさせていただきます。

初めに、議案第17号の愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部改正でございます。

この点につきましては、資料をお出しいただいて、新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、改正点につきましては新旧対照表で双方現行と改正案ということで、改正部分については下線が引いてございます。そして、お手元の資料でいきますと、まず改正の内容でございますが、第3条の事務分掌であります。

そして、先に裏面を見ていただきたいと思います。2ページになります。ごらんいただきたいと思います。このたびの郷土資料館の設置によりましてスポーツ・文化振興課に置かれていた事務分掌の（17）の郷土資料館の管理運営に関すること、それから、（19）の町史

に関する事、この2つの事務が郷土資料館において今度事務処理をすることになりますことから、スポーツ・文化振興課から郷土資料館に移行をするものでございます。したがって、スポーツ・文化振興課の事務分掌から削除をしたいということで改正文には削除ということで記載をさせていただいております。

そして、1ページにちょっとお戻りいただきますが、それでごらんいただきますとちょうど中段に二重下線がありますように、この移行によりましてスポーツ・文化振興課の班体制の班の名称が、現行でいきますとスポーツ振興班、文化振興班の2班体制という表現になってございます。これをスポーツ・文化振興班の1班体制の組織に改正をしたいということでございます。

そして、あと、次にまた裏面を見ていただきますと、郷土資料館ということで下段にございます。この郷土資料館につきましては、現行が第7条にございますように1項目から4項目ということになっているものを、新たにこの郷土資料館の建設、また設置によりましてそれぞれの具体的な内容等につきましてここに明記をしまして、その事務分掌等を定めるものでございます。

したがって、今までの4項目にプラスアルファ、施設の管理、あるいはまたいろんなこの資料館におきまして事業等の展開をいたしていく中での事務分掌を15項目設けまして、改正をいたすものでございます。

したがって、こちらを4月の実質的には1日以降このような体制をいたしまして、実際のオープン、開館につきましては4月23日から運営を開始をするということで、この改正をいたすということでの議案の一部改正でございます。

それで、次に、附則につきましてはこの設置等については4月1日からということにさせていただきたいということでございます。

続きまして、議案第18号をお願いいたします。

この議案の第18号でございますが、愛川町教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正でございます。

初めに、2枚おめくりいただきますと、やはり規則の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

この表の改正案の条文については二重の下線が改正内容になりまして、ごらんをいただきたいと思います。その中で上段にあります組織規則第7条に規定する教育機関に館長をとという欄に、改正案のところでございますけれども二重線が引かれてございます。

この第7条の教育機関につきましては、先ほど議案第17号でのご説明をさせていただきましたように、愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織に関する規則の一部改正で郷土資料館を第7条に新たに加えたものでございまして、その郷土資料館を指しているものでございます。

したがって、新たな郷土資料館には、館長を置くことになることを規定したものでございます。

それからまた、その下段をごらんいただきますと、それから裏面に続きますけれども、裏面の最後をごらんいただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。裏面に改正案の郷土資料館という下にそれぞれ二重線が下線として引かれておりまして、そこを見ていただきますと郷土資料館に配置される職員の職を新たに規定することとしたものでございまして、その職を主事、これは事務職員になりますが、それから学芸員、やはり事務職員でございまして、それから主事補の事務職員を置く規定を加える改正をいたしたものでございます。

それで、最後に附則にありますように、公布の日からとしてございまして、本日この定例教育委員会におきましてご承認をいただいた後、結果等を公表してまいりますので、基本的には4月1日をもって行っていきたいということでございます。

この実質的な管理運営については、再三申し上げますが4月23日になりますが、そのようなことでこの公表については4月1日を予定してまいりたいということで考えてございます。

したがって、附則はこの規則は公布の日から施行するという条文を附則として設けるものでございます。

続きまして、議案の第19号をお願いいたします。

この第19号につきましては、愛川町教育委員会事務決裁規程の一部改正についてでございます。これはスポーツ・文化振興課におきまして郷土資料館の管理運営を所管することになりまして、これに伴い所管事務を執行するに当たりまして、その事務の内容に応じて教育次長、課長、管理監督者等の決裁を受けることを規定をいたしているものでございます。

したがって、この中でもやはり新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。2枚おめくりいただけますか。その表を見ていただきたいと思っておりますが、やはり改正点については二重線を引いてございまして、これで改正案のところの二重線が引かれたところにつきましては郷土資料館事業という欄がございまして。

そして、左から順に申し上げますと教育長の決裁事項ということでございまして、郷土資

料館の運営計画の策定、これちょっと表が見づらいんですけども、左から申し上げますと郷土資料館事業ということがございまして、その横側の部分の枠、これが教育長の決裁事項でございます。それで、その隣の枠については教育次長の決裁事項になってございまして、この上にちょっと表記がございませんのでわかりづらいんですけども、一番右側の3項目に当る部分が課長の決裁事項です。ということになってございます。

したがって、それぞれの事務決裁規程をこの中で教育長、教育次長、それから課長ということに定めをさせていただくものでございます。

最後になりますけれども、やはり附則、もう1枚この裏面になりますけれども見ていただきますと、附則でこの訓令は公表の日から施行するということになってございます。したがって、先ほど申し上げた議案第18号と同様に公表ということでありまして、きょうのご承認をいただいた後に準備をさせていただきまして、4月1日を予定をしていきたいということ考えているところでございます。

以上が、その3議案につきます一部の改正の説明でございますので、お認めいただけますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○（三好委員長） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

岡本委員。

○（岡本委員） 17号ですけども、その3ページの右側の欄、改正になった二重線のところですけども、上から2番目（3）というところで観覧料の徴収に関することということがあるんですけども、先ほどの説明で原則として全部無料だという説明があったんですけども、これは特に現時点では無料であるけれども、例えば今後企画がいろいろ考えられてどうしてもその企画によっては有料にしないとこの企画はとても開催できないと。よって、少しだけでも有料というようなことも想定して、現時点では無料だけでも将来どうなるかわかりませんから、この項目に載せておけば将来そういうことに関して、特にここで変えなくてもとれるよという配慮でここに入れてあるものなのか、その辺どうなんですかね。

○（三好委員長） いかがでしょうか。

教育総務課長。

○（河内教育総務課長） ただいまご質問のありました点の差しかえをさせていただくことになりまして、内容をもう一度確認ということでご説明をさせていただきますが、お手元の議

案第17号の資料をお出しをいただきまして、それで新旧対照表改正案の欄を見ていただきたいと思います。

それで、こちらで先ほどこの新旧対照表の2ページ目で郷土資料館という下段に項目第7条がございまして、まず訂正面でありますけれども、このちょうど2行目に平成21年愛川町条例第黒丸になってございますが11号ということで訂正し、差しかえを後ほどさせていただきます。

さらに、その事務分掌の15項目がございましてけれども、その(3)の観覧料の徴収に関することということでございまして、こちらについてはこの基本条例のほうにおきまして観覧料の徴収はしないという規定がされておりますので、したがって、この規則におきましてはこの(3)を削除させていただきたいと思います。したがって、それぞれ4番以降については繰り上げということにさせていただきたいと思いますので、最終的に14項目ということで改正はさせていただきたいということでございます。

これは後ほどこの新旧対照表の改正についても差しかえをさせていただきたいということで、ご了承いただきたいと思います。

そこで、今度は本文にお戻りをさせていただきまして、次に、愛川町教育委員会規則、ここ空欄になっておりますけれども号というところで、この改正条文を見ていただきたいと思えます。縦書きのものでございますが、こちらでちょうど中段ほどになりますけれども、まず郷土資料館の第7条で、事務分掌は次のとおりとするということで(1)から裏面にも続きますが15項目がございまして、先ほど新旧対照表の改正案でご説明をさせていただきましたように、この本文ですから(3)の観覧料の徴収に関することについては削除させていただき、その下段の(4)から以下、これを繰り上げをさせていただきますので、最終的にこの郷土資料館の事務分掌の項目については14項目ということになります。

したがって、この点についても差しかえをさせていただきたいと思えますので、ご了解をいただきたいと思えます。

そして、この規則についての附則でありますけれども、これは平成21年4月1日施行は変わりございません。

したがって、繰り返し申し上げますけれども、この規則の本文、それから、新旧対照表については差しかえということで本時点ではご了承いただきたいなということですので。

そういったことでご審議等いただければと思えます。

○(三好委員長) ありがとうございます。



説明は以上ですけれども、ほかに第17号に対しまして何かご質疑等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(三好委員長) では、ご異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより表決に入ります。

日程第10、議案第17号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部改正についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第10、議案第17号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第18号 愛川町教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○(三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第11、議案第18号 愛川町教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第19号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部改正についての採決をいたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議ありません」と呼ぶ者あり)

○(三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、日程第12、議案第19号 愛川町教育委員会事務決裁規程の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13

○(三好委員長) 次に、日程第13、その他について各委員よりご意見、ご質疑等がありまし

たらご発言ください。よろしいでしょうか。

質疑がありませんので、質疑を終結いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(三好委員長) ないようですので、以上をもちまして議事のすべてが終了しましたので閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○(三好委員長) ご異議ないものと認めます。

よって、3月定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。